

新城市防災協力事業所登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時において事業所等が保有する資源を地域の重要な防災力と考え、災害時に地域の防災活動に協力できる事業所（以下「防災協力事業所」という。）を登録することで、防災協力事業所が有する人員、資機材、物品及び技術等の協力による災害対応能力の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 事業所 市内に店舗、工場、事務所等を有する個人又は法人をいう。
- (2) 資源 資機材、不動産、設備、物品、人員（労務、技術）等をいう。

(登録手続)

第3条 登録しようとする事業所は、新城市防災協力事業所（登録・変更）届（様式第1）により市長に届け出るものとする。登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は登録の届出を受理しないものとする。

- (1) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団
- (2) 市税を滞納している事業所
- (3) 前2号に該当するもののほか、登録の届出を受理することが適当でないと市長が判断する事業所

3 市長は、事業所より防災協力事業所登録届が提出された場合は、その内容を審査し、新城市防災協力事業所登録認定証（様式第2）により事業所に通知するものとする。

(防災協力項目)

第4条 防災協力の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 労務及び技術の提供
- (2) 食料品、飲料水及び日用品等物資の提供
- (3) 避難施設等の提供
- (4) 資機材等の提供
- (5) その他防災活動上必要な協力及び支援

(登録事業所の公表)

第5条 市長は防災協力事業所として登録した事業所の名称及び所在地等を市ホームページ等で公表することができる。ただし、公表を希望しない防災協力事業所については、この限りでない。

2 防災協力事業所は、新城市防災協力事業所登録認定証を店頭に提示できるほか、名刺、広告などに表示することができる。

(災害時の協力)

第 6 条 防災協力事業所は、災害の発生を覚知したときは、自らの判断であらかじめ登録した資源について自発的に協力活動を行うものとする。

(経費等)

第 7 条 防災協力活動により発生した経費等については、防災協力事業所の負担とする。

(報告)

第 8 条 防災協力事業所は、協力活動中に従業員等が負傷したときは、直ちに事故発生報告書(様式第 3)により市長に報告するものとする。

(協力期間)

第 9 条 協力期間は災害発生後の一時的な期間とし、防災協力事業所本来の業務に支障とならない期間とする。

(登録期間)

第 10 条 登録期間は、届出の日から 1 年間とする。なお、防災協力事業所から登録の抹消の申出がない場合については、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(登録の抹消)

第 11 条 市長は、防災協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 市外に移転したとき。
- (3) 事業所を第三者に譲渡又は売買し、引き続き災害協力の意志が確認できないとき。
- (4) 新城市防災協力事業所登録抹消届出書(様式第 4)の提出により、抹消を申し出たとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録しておくことが適当でない判断したとき。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。